navigation

ご存じですか?ケーブルテレ ビの"基本使用料等減免制度"

週杵築市ケーブルネットワークセンター ☎0978-64-0133

ひとり暮らしの高齢者や身体等に重度の障がいを持つ ご家族がいる世帯は、下記に該当する場合ケーブルテレビ 基本使用料等の減免措置を受けることができます。

【対象】

- ・満80歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯
- ・身体障がい者(1・2級)を構成員に有する世帯
- ・知的障がい者(重度)を構成員に有する世帯
- ・精神障がい者(1級)を構成員に有する世帯 ※いずれも市民税が非課税の世帯が対象となります。 ※対象者は毎年度減免申請書の提出が必要です。

【減免内容】

- ①新規加入時にかかる費用を免除、または一部助成
- ②基本使用料(月額860円)の2分の1を減額
- ※申請書を提出された翌月から対象となります。

【受付窓口】

〔本庁舎 3階〕 ケーブルネットワークセンター

〔山香庁舎 1階〕 山香振興課 総務係

〔大田庁舎 1階〕 大田振興課 総務係

navigation

大寒波に伴う水道料金等の 減免

圆上下水道課 上水道管理係 ☎0978-62-2717

平成28年1月24日の大寒波において水道管等破損に よる漏水が多くの箇所で発生したことについて、漏水が 発生した方に対する水道料金等の減免措置を行います。

【減免対象】 平成28年1月24日の寒波による水道の漏水 【減免内容】

凍結による漏水が含まれる検針水量と前回の検針水 量を比較して、増加分を全額免除します。

【申請方法】

申請書に記入し、下記受付窓口へ提出してください。 申請書は市公式ウェブサイトまたは受付窓口にて入 手できます。

【受付窓口】

〔本庁舎 1階〕 上下水道課 上水道管理係 〔山香庁舎 1階〕 上下水道課 山香上下水道係 〔大田庁舎 1階〕 大田振興課 事業係

【申請期限】 平成28年4月30日まで

navidation

杵築市嘱託員を募集します

■文化・スポーツ振興課 ☎0978-63-5558

主任文化財調查員

【募集人数】 1人

【任用期間】

平成28年4月1日~平成29年3月31日(更新される場合あり)

【業務内容】 埋蔵文化財発掘調査・遺物整理作業

【勤務場所】

文化財資料室(杵築市大字杵築4番地8)、

埋蔵文化財発掘調査現場

【勤務条件】

報酬月額··月額21万2000円(平成27年4月1日現在) 諸手当…市の規定により通勤手当等が支給されます。 休暇・・・・・勤務期間に応じ年次有給休暇が取得できます。 勤務時間…1日7時間勤務

その他・・・・法定の社会保険制度が適用されます。 ※報酬は変更になる場合があります。

【応募資格】

大学において考古学または日本史を専攻し卒業した者。 ただし、日本史を専攻した者については埋蔵文化財発掘 の行政経験を有する者。

【申込方法】

履歴書(市販可)を杵築市教育委員会 文化・スポーツ 振興課(〒873-0014 杵築市大字本庄2005番地)宛に、 郵送または持参してください。

【申込期間】 3月1日(火)~18日(金)〔必着〕

※土・日曜日を除く、8時30分~17時

【試験日および試験内容】 3月下旬を予定(面接)

navigation

平成28年4月から入院時食事(生活)療養費が変わります

間市民課 国保年金係0978-62-1806(内線136,137)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年5月29日公布)によ り、入院したときの1食あたりの食事療養費が段階的に以下のとおり変更されます。

今回の改正では、市民税非課税世帯の負担額は引き上げないこととするほか、指定難病および小児慢性特定疾病の患 者であって一般区分に該当する方などについては現行のままです。

一般病床・精神病床等

	自己負担区分		過去12か月の	1食あたり	1
	70歳未満者	70歳以上者	入院日数	「民のたり	h
住民税 課税世帯	区分ア〜エ	現役並み所得者 一般		260円	•
位日 報	低所得者Ⅱ	90日まで	210円		
	住民税 非課税世帯 区分才	14.7月1守有 11	90日以上	160円	
# 球化世市		低所得者I		100円	

平成28年4月1日~ 平成30年4月1日~ 1食あたり 1食あたり

360円 460円

療養病床

医療区分 I・・・・入院医療の必要性の高くない患者/医療区分 II・・・・入院医療の必要性の高い患者

▼65歳未満者

	-	_	
	自己負担区分	過去12か月の 入院日数	療養病床Ⅰ、Ⅱ
住民税 課税世帯	区分ア〜エ		260円
住民税	区分才	90日まで	210円
非課税世帯	<u> </u>	90日以上	160円

平成30年4月1日~ 平成28年4月1日~ 療養病床Ⅰ、Ⅱ

療養病床Ⅰ、Ⅱ 360円 460円

▼65歳以上者

	自己負担区分	過去12か月の 入院日数	医療区分 I (+居住費320円)	医療区分II (+居住費0円)
住民税課税世帯	現役並み所得者 一般		460 円 ※一部医療機関	260円
10 10 10 10	区分ア〜エ		では420円	
1) = 1)	低所得者Ⅱ	90日まで	420円	210円
住民税	区分オ	90日以上	210円	160円
非課税世帯	低所得者I		130円 (老齢福祉年金受給者は100円)	100円

平成28年4月1日~ 医療区分Ⅱ (+居住費0円) 360円

平成30年4月1日~ 医療区分II (+居住費0円) 460円

●所得区分

70歳未満の人の所得区分

区分	所得要件
ア	所得が901万円を超える
1	所得が600万円を超え901万円以下
ゥ	所得が210万円を超え600万円以下
I	所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)
オ	住民税非課税世帯

70歳以上75歳未満の人の所得区分

区分	所得要件	
現役並み所得者	医療費が三割負担の人	
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人	
低所得者Ⅱ	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民 税非課税の人(低所得者 I 以外の人)	
低所得者I	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民 税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・ 控除(年金の所得は控除額を80万円として計 算)を差し引いたときに0円となる人	

市民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額認定証の交付が必要となりますので、入院の際には国保担当窓 口で申請をしてください。ご不明な点は国保担当窓口までお問い合わせください。

09 広報きつき 2016年3月号 80